

## 第1章 序論 (計画の概要)



# 1 計画策定の背景と目的

低成長期における雇用不安の中で、子育て費用の経済的負担が増加しています。男性の家事・育児参加の少なさなど、男女共同参画に関する意識の定着も充分とは言えず、育児と仕事の両立の難しさも、女性の結婚・出産への意欲を鈍らせています。身近な地域でも不審者による子どもの連れ去りなどが起こり、子どもたちの安全をいかにして守るかも地域の生活課題となっています。近年の少子化や核家族化の進展、育児不安や児童虐待の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法（平成27年3月31日までの時限立法）によりすべての市町村に、次世代育成支援対策の実施に関する計画（「市町村行動計画」）の策定が義務づけられ、同時に児童福祉法の改正も行われました。

これらのことを受け、秩父市では、秩父地域が連携してこれらの課題に社会全体で対応し、安心して子どもを生み育てられるまちづくりをめざして、旧秩父市および3町村の合併と合わせて平成17年3月に秩父市次世代育成支援地域行動計画『子育て ちちのきプラン』（計画期間：平成17～26年度、その内「前期」は平成17～21年度）を、市民参加・子育て支援関係者等との協働により策定し、「重点プロジェクトその〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕」をはじめとする同計画中の各種子育て支援施策を、厳しい財政状況の中で計画的に実施するとともに、毎年度その実績や成果等の公表に努めてきたところです。

平成21年度は前期計画期間の最終年度に当たり、国の「行動計画策定指針」に基づくほか、子育てを取り巻く社会環境や子育てニーズの変化、前期計画の達成状況等をふまえて情報公開を行いながら、「子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるまち」の実現、より良い子育て支援環境をめざして、「後期計画」（平成22～26年度）を策定するものです。

## ◇「ちちのき」とは…

「ちちのき」とは、「イチョウ」の別名です。春は明るい新緑、秋は黄葉（こうよう）となる美しい木です。古木にはしばしば乳と呼ばれる大きな気根が垂れます。雌雄異株で、その実“ぎんなん”は食用になります。葉は扇形で切れ込みがあり、学校の校章等にもそのデザインが多く取り入れられています。また、イチョウは氷河期を生き延びた“生きた化石”と言われています。

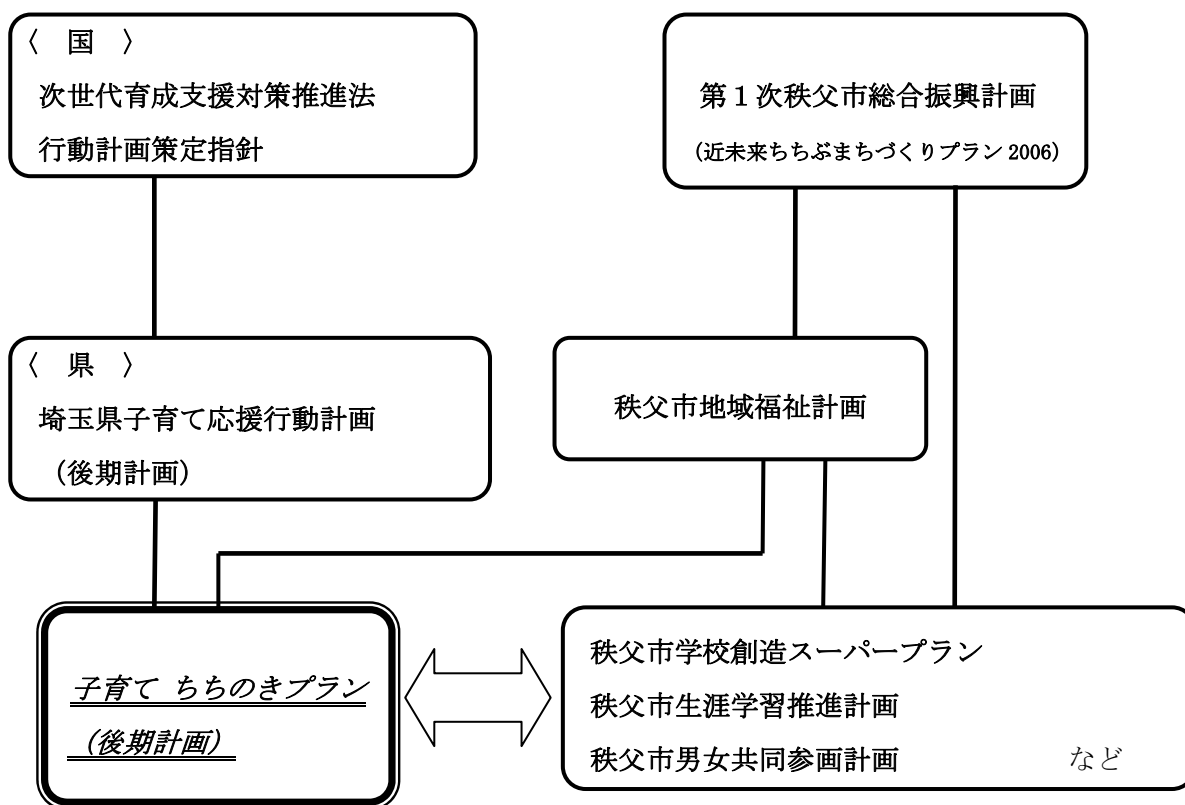
「ちちのき」は「乳の木」、「父の木」であり、「父の気」、「乳の気」にも通じると考え、「秩父市次世代育成支援地域行動計画」の愛称を、『子育て ちちのきプラン』と命名しました。

○子ども、子育て支援をめぐる動向

課 題	国の対策	秩父市の対策
<p>「少子化の進行」</p>	<p>平成6年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エンゼルプラン」(平成6年12月)</li> <li>・「緊急保育対策等5か年事業」(平成6年12月)</li> </ul>	
<p>晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」</p>	<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月)</li> <li>・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年12月)</li> <li>・「児童虐待防止法」(平成12年5月)</li> </ul>	<p>・『秩父市エンゼルプラン』(平成13年3月)</p>
<p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現</p>	<p>14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化対策プラスワン」(平成14年9月)</li> <li>・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(平成15年3月)</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」(平成15年7月)</li> <li>・「児童福祉法」(一部改正)(平成15年7月)</li> <li>・「少子化社会対策基本法」(平成15年7月)</li> </ul> <p>17</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)</li> </ul>	<p>・『子育てちちのきプラン』(前期計画)(平成17年3月)</p> <p>・4市町村が新設合併、新「秩父市」に(平成17年4月)</p>
<p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現</p>	<p>19</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「行動指針」(平成19年12月)</li> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)</li> <li>・「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月)</li> </ul> <p>21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」(一部改正)(平成20年12月)</li> </ul>	<p>・明日の笑顔は世代をこえて！「子育て支援・元気長寿のまち」宣言(平成20年3月)</p>
<p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現</p>		<p>・『子育てちちのきプラン』(後期計画)(平成22年3月)</p>

## 2 計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」として策定する、秩父市の次世代育成支援施策による達成目標を定め、総合的かつ計画的に推進して、子育てをする人がそれに伴う喜びを実感できるようにするための計画です。
- ◇『第1次秩父市総合振興計画』（「基本構想」の期間：平成18～27年度）の部門計画として策定します。
- ◇国および埼玉県それぞれが策定する関連の指針や計画など、また本市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの育成に関わるすべての視点から、子どもやその育成家庭を、社会全体で支援するための基本的計画です。



### 3 計画の期間

秩父市次世代育成支援地域行動計画『子育て ちちのきプラン』の計画期間は、前述のとおり平成 17～26 年度で(※次世代育成支援対策推進法は平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法です)、そのうち前期計画期間は平成 17～21 年度となっています。今回策定する「後期計画」の計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間となります。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
次世代育成支援地域行動計画 (前期計画)									
			← 見直し作業 →		次世代育成支援地域行動計画 (後期計画)				

### 4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、以下に示すとおり『秩父市児童福祉審議会』における討議内容を十分に反映し“秩父地域らしい”ものにす一方、市役所庁内の検討組織も設置して必要な事項の検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、子育て中の保護者等の意見などを幅広くうかがうニーズ (アンケート) 調査等を実施し、「協働」による計画づくりに努めました。

